

茨木市国民健康保険短期被保険者証交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の国民健康保険料(以下「保険料」という。)を滞納している世帯で、当該未納保険料の納付に協力が得られない世帯主に対し、短期被保険者証(以下「短期保険証」という。)の交付を行い、保険料の納付相談及び納付指導(以下「納付相談等」という。)の機会を確保するとともに、国民健康保険制度の理解を求め、もって被保険者間の負担の公平と国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(短期保険証の交付)

第2 市長は、被保険者証の更新日において、第3に規定する世帯主に対して短期保険証を交付するものとする。

(交付対象者)

第3 短期保険証の交付対象となる者は、保険料を滞納している世帯主であって、次の各号のいずれかに該当する世帯主とする。

- (1) 滞納保険料について、納付相談等の結果、継続して納付相談等を実施すれば、滞納している保険料の全額納付が見込まれる世帯
- (2) 保険料の一部納付があり、滞納している保険料について、納付誓約をした世帯
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要があると認められる世帯

(適用除外)

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由により、保険料を納めることが困難と認められる場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号に類する事由があったとき。

(有効期限)

第5 短期保険証の有効期限は、6か月以内とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る短期保険証の有効期限については、6か月以上とする。

(施行細目)

第6 この要綱に定めるもののほか、短期保険証の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。